

行政が配付したチラシから

1

これまで「**飼い主のいない猫**」については、ふん尿やいたずらなどの被害があっても、**対策がありませんでした。**

飼い猫であれば**飼い主に苦情**を言うこともできますが、相手が「**飼い主のいない猫**」では**不満の持って行き場がなく**、結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、**餌を与えている人との感情的な問題**や、猫を傷つける事件などが起きることにもなります。

もともと「**飼い主のいない猫**」は**飼い猫が捨てられ、ふえたいした**ものです。

なにより**猫の飼い主の方が、責任ある飼い方**をあることが大切です。そうすれば不幸な猫は、これ以上ふえないはずです。

そのうえで、**今いる「飼い主のいない猫」をどうするか**を考えていかなければなりません。



行政が配付したチラシから **2**

その方法として、**猫を排除するのではなく、これを地域の問題**としてとらえ

1. **猫も命あるもの**だという考え方で、
2. その地域にお住まいの**皆さんの合意**のもとに、
3. 地域で猫を**適正に管理**しながら共生していく、
という活動が広がっています。

具体的には、**不妊去勢手術**を行って**これ以上ふえない**ようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふん
の掃除をして管理していくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このよ
うな**管理が**うまく**続けば、「飼い主のいない猫」**
の数は**減少していく**ものと考えられます。

平成13年に配られたチラシが、「野良ねこ対策」のお手本になっています。

**地域ねこ対策で、
野良ねこ問題は解決にすすみます。**